

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

201

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類の明確化及び事務処理の簡略化

提案団体

岡山県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類を事前に明示すること及び変更交付決定を行わない事業における書類提出を不要とすること。

具体的な支障事例

【必要書類の明示】

年度当初に年間の事務処理についての連絡が文部科学省からあり、その際事業担当(市町村)・とりまとめ担当(県)が提出する書類を一覧にしているが、要綱第4条第1項により実際に事業計画書を提出する際には一覧にない資料を事業計画書提出後に別途求められ、何度も国→県→市町村の間で照会や確認を行っている。

(例)市町村における補助の交付要綱、児童の名簿、バス運行の契約書等

長年の実務において、必要となる書類の傾向は国で十分把握していると思われるので、補助の可否を審査する過程で必要な資料や確認事項があるのであれば、事前に明示してもらいたい。もしくは、明示しないのであれば、追加の書類提出を最低限のものに留めてもらいたい。

【変更交付申請事務の簡素化について】

事業状況の確認後、差額が生じる事業については変更交付申請(交付決定)を受けているが、変更交付決定をしない事業(補助対象経費の変動があったとしても補助額に影響を及ぼさないもの)においても「変更後の事業計画書」や「事業内容の内訳書」を求められ、県や市町村において書類作成等の事務が発生している。事業状況報告の趣旨は文科省も示しているとおり、「全体として予算残額が生じた場合に要望に基づき増額の変更交付決定等を行い」効率的な予算執行に努めるためのものと思われるので、変更交付決定をしない事業における書類提出は不要だと思われる。一律に事務処理を行うのではなく、全国の予算の執行状況を踏まえたうえでより効率的で効果的な予算配分となるよう、事務を内部で取捨選択してから県や市町村に依頼願いたい。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国と地方のやり取りが減り、国、都道府県、市町村それぞれの事務負担を軽減することができる。

根拠法令等

へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、岩手県、羽後町、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県

○当県でも国から提出書類一覧に記載されていない資料を提出した事例がある。あらかじめ提出書類一覧に明記していただいた方が都道府県・市町村ともに担当者が変わった場合でもスムーズな対応ができる考える。
○事業計画書の提出後に、提出一覧にはない書類の提出を求められることがあり、国と県と市町村の間で何度も確認を行っているので、事前に明示してもらいたい。変更交付申請をしない事業(補助対象経費の変動のみで補助額に影響がないもの)においても、変更後の事業計画書等を求められ、書類作成等の事務が生じており、変更交付決定をしない事業における変更後の事業計画書等の提出を省略できるようにすることで、事務処理の簡素化を図ることができる考える。

各府省からの第1次回答

へき地児童生徒援助費等補助金の申請に当たり、各自治体から提出いただく資料については、提出書類一覧に記載している資料のほか、様式中に記載している資料などもあるが、必要な資料について、1つの資料で確認できるよう、提出書類一覧を改める。
また、変更交付申請事務については、簡素化を図る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答で示された事務負担軽減の早期実現に向け検討願いたい。変更交付申請の手続きについても、要綱や例年の通知に元々あるとおり、補助額に変更がない場合の書類提出を省略し、また、再配分(変更交付決定)においては一律に事務処理を行うのではなく、全国の執行状況を踏まえ、補助金の公平性を確保しつつ、効率的な事務処理を行うことができる再配分となるよう対応願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

へき地児童生徒援助費等補助金申請の際の提出書類一覧を改める。変更申請手続きについては、補助対象経費の変更が生じない自治体については提出を求めない等、各自治体の事務負担が軽減されるよう対応する。また、再配分(変更交付決定)については、効率的な事務処理となるよう努め、交付要綱に基づき適切に配分する。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【文部科学省】
(19)へき地児童生徒援助費等補助金
へき地児童生徒援助費等補助金の交付申請等の手続については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、提出書類を簡素化するなど、令和5年度中に必要な措置を講ずる。